

「電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ」の設置について

2020年7月
資源エネルギー庁

「電力広域的運営推進機関」（以下、電力広域機関という。）は、東日本大震災を契機に、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、全国大で平常時・緊急時の需給調整機能を強化するため、「電力システム改革」の第1弾において、全ての電気事業者に加入義務のある認可法人として、2015年4月に創設された。

これまでに、地域を超えた電力融通の指示や地域間連系線の増強などを通じ、中長期的な供給力・調整力の確保や全国規模での送配電設備の効率的な整備・利用において重要な役割を果たしてきた。

こうした中、昨今の電気事業を取り巻く災害の激甚化や再エネの普及に伴う系統制約等といった課題を踏まえ、今後、我が国の電力系統は、レジリエンスを強化しつつ、再エネ大量導入に対応した、次世代型の電力ネットワークへの転換が必要となり、電力広域機関の役割にも変化が求められている。

こうした変化に対応するため、2020年6月5日に成立した強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（エネルギー供給強靱化法）においては、電力広域機関に主に、①広域系統整備計画を策定し、国に届け出るとともに、計画に位置づけられた地域間連系線等の整備に要する費用の一部を再エネ特措法に基づき交付する業務、②FIT制度に関する賦課金の交付等の業務、③太陽光パネル等の廃棄費用の積立てに関する業務を追加することとしている。

2015年の発足から5年が経過する中、今後、電力広域機関の役割と機能が大きく強化されることを踏まえ、これまでの活動について、中立性や公平性の観点を含めて第三者による検証作業を行うため、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会の下に、「電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ」を設置することとする。